

介養協第56号  
令和3年1月5日

厚生労働省人材開発統括官  
小林洋司様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会  
会長 澤田 豊

### 離職者訓練制度の継続・恒久化等について(要望)

介護人材の需要が増大する中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会(以下、「協会」という。)、及び協会会員の介護福祉士養成施設(以下、「養成校」という。)は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、教育内容の充実を図るなど最大限の努力をしてきています。

しかしながら、協会の調査によると離職者訓練委託による受入人数は年々減少し、平成26年度に1,911人であったものが令和2年度は711人となっております。

国は2025年に向けて介護人材にかかる需給推計では約38万人が不足するとされ、介護人材確保のため様々な施策を講じており、介護福祉士をその中核的役割を担う人材と位置付け質の向上を図るとされています。離職者訓練委託により受入れた方々についてもその役割を担う質の高い介護福祉士として養成し、評価を頂いているところですので、下記の要望事項について積極的な対応をお願いするものです。

### 記

#### 1. 離職者訓練制度の継続・恒久化について

この訓練(委託訓練)制度で学ぶ者の殆どが取得した資格を生かし介護福祉士として就労しており、施設運営及び雇用政策の上でも欠かせないものであります。

今後も制度の継続及び恒久化をお願いいたします。

#### 2. 平成31年1月改正の「委託訓練実施要領」に基づく強力な養成校への入学の奨励について

平成31年1月18日付で、「委託訓練実施要領」が改正(平成31年4月1日施行)され、「長期高度人材育成コース」のうち、介護福祉士及び保育士の養成課程を活用するコースでは、「概ね45歳未満のもの」、「長期間離職している女性等」の規制を取り外すこととされました。これに基づき、ハローワークの窓口では養成校への入学を強力に奨励するようご指導方お願いいたします。併せて、近年、都道府県において人数の予算枠が減少している中、制度を利用できる人数の予算枠の増加をお願いいたします。